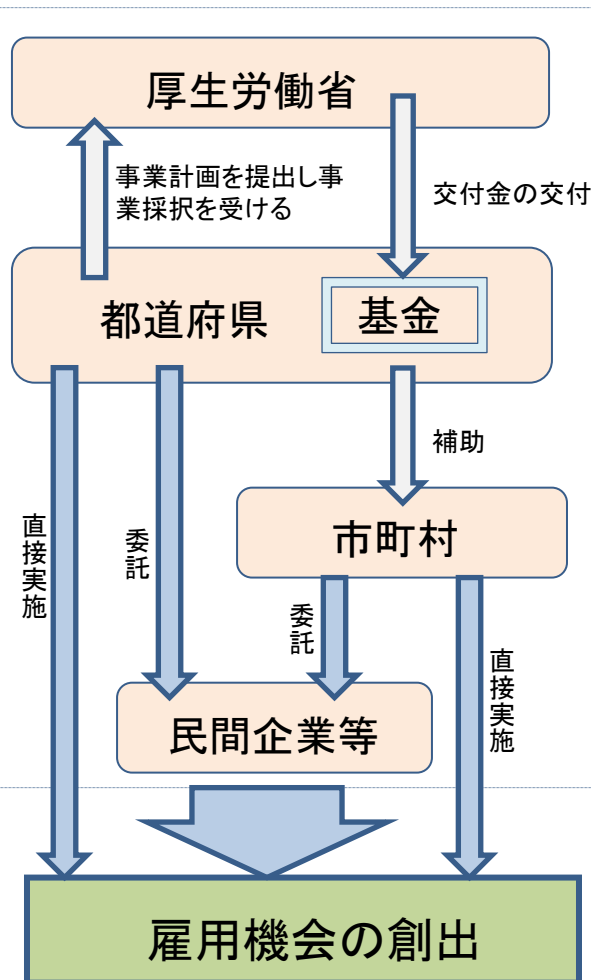


## 緊急雇用創出事業の活用について

○地域の雇用失業情勢が厳しい中で、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の一時的なつなぎの雇用機会を創出するため、都道府県に対して「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」を交付し、これに基づく基金を造成する(基金は平成23年度末まで)。



### 事業のアウトライン

- ・地方公共団体は、離職を余儀なくされた非正規労働者等に対して、次の雇用までの短期の雇用・就業機会を創出する事業を計画し、民間企業等に事業委託。(地方公共団体による事業の直接実施も可)
- ・民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用創出。

#### 事業の規模

4,500億円(一般会計)

※うち、1,500億円は20年度2次補正予算による措置  
3,000億円は21年度補正予算により拡充

#### 事業実施の要件

事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は1/2以上

#### 雇用・就業期間

・介護分野以外：原則6ヶ月以内。更新1回可。

・介護分野：原則1年以内。ただし、介護福祉士資格取得を目指すことを目的とする事業は、更新1回可。

基金を活用し、教員補助者(ICT支援員)による、ICTを活用した教育の充実を図る事業を実施することも可能。